

令和7年5月13日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
及び「同Q & A (事例集)」の一部改正について (通知)

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標題の件につき、日本医師会より連絡及び周知依頼がありました。

個人情報の適正な取扱いの具体的な留意点・事例等を示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が策定されたことは既にお知らせしたところです (平成29年4月27日付)。

本件改正は、国立健康危機管理研究機構の創設に伴い、法律の対象となる「独立行政法人等」に同機構が加えられること及び従来の「厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室」の名称が「厚生労働省医政局医療情報担当参事官室」に変更されたことを受けた規定の整理によるものとなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会所属会員医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<参考>下記 URL もしくは二次元コードより、最新版「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「同Q & A (事例集)」をご覧ください。

ガイダンス URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001470633.pdf>

Q & A (事例集) URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001470635.pdf>



ガイダンス二次元コード



Q & A (事例集)

一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室
TEL06-6763-7021 Fax06-6764-0267